

HEART COMMUNICATION

2025
夏号



毎日蒸し暑い日が続きますが、お変わりございませんでしょうか。

本年も早いもので折り返しを迎えました。上半期を振り返りますと、大阪・関西万博の開幕とコメに関する話題で持ちきりだったように思います。コメの高騰は、気候変動による猛暑や、人件費・燃料代等の高騰やインバウンドによる需要拡大が要因といわれます。多くの食品が値上げされ、物価の優等生と言われてきたタマゴも輸入飼料・光熱費の高騰などの影響で高止まりなのが現状です。

人手に関しても採用が難しいというお声をよく聞きます。去年の出生数は68万6千人と統計を取り始めて以降、初めて70万人を下回ったとのこと。今後さらなる少子化が進み、外国人の採用も増えていくことが予測されます。

こういった動向は、私たちに日本国内のみならず、全世界の経済情勢が絡み合って経済を成しているということをまざまざと感じさせます。

幅広い見地から将来をしっかりと予測し、経営を進めていくことの大切さを改めて感じる上半期でございました。皆様の仕事に関しても、大小関わらず物価上昇の影響が出ていることと思います。トランプ政権、プーチン政権の動向が落ち着くまでは予断を許さない経済環境ですが、共に苦境を乗り越えて参りましょう。

結びに、これから夏本番を迎えます。熱中症など体調にお気を付けいただき、ご活躍されますことを祈念申し上げます。

令和7年7月1日
高田総合会計事務所
所長 高田 直浩

「見栄えの良い決算書」とは？



前号の事務所通信春号にて、令和 7 年度の税制改正大綱について取り上げましたが、その後令和 7 年 3 月 31 日に税制改正法案が国会で成立したものの、その内容については大綱と変わる点はほとんどありませんでした。

なお、今年度の税制改正の目玉である「基礎控除の引上げ」等は令和 7 年年末調整で適用されることとなりますので、次回事務所通信秋号で改めてご案内いたします。

そこで今回は、「見栄えの良い決算書」という観点から、決算書について触れてみたいと思います。

基本的に、税理士事務所での税務申告は「お客様の税負担の軽減」を第一課題として取り組んでいるため、お客様へさまざまな利益圧縮手段を提案いたします。

しかし一方で、「利益圧縮をして税負担を抑える事を主眼とした決算書が、金融機関からの融資を受けるに当たって有利といえるか」という課題もあります。

金融機関からの融資を受けるためには、黒字決算であるに越したことはありません。決算書に現れる利益が多いほど融資には有利となります。

「節税」のために多額の支出を行い、赤字決算を組まれる事業者様もいらっしゃいますが、それは「節税」と引き換えに「融資」の機会を逃してしまう危険性があるといえます。

極端な例ですが、税引前利益が 100 万円と予測される場合で考えてみましょう。（法定実効税率は 24%、法人住民税均等割は 7 万円とします。今回の想定では、純資産は考慮しませんが、債務超過には陥っていないと仮定します）。

この時、諸経費を 100 万円支出することで法人税の利益課税をなくすようにすることは可能です。しかし、この時の税効果は（中小企業の法定実効税率的に）約 24 万円に留まります。100 万円使って 100 万円税金が減れば良いのですが、税金は税率分しか減少しません。こうした場合、支出分と税効果の差額 76 万円は、単なる社外流出としか捉えられない事となります。そして、税引前当期純利益が 0 円であれば、そこから法人住民税均等割を引くと、赤字決算となります。

一方で、特段の利益圧縮手段を使わずにそのまま決算を組み、法人税等を納めた場合はどうなるでしょう。

利益課税分の約 24 万円＋均等割を納めていただく事となりますが、黒字決算を達成し、かつキャッシュの流出も抑えられます。

右ページの表で見えていきましょう。



例：【利益圧縮手段】(法定実効税率 24%、法人住民税均等割 7 万円として)

<Before>

財産		損益	
現預金	200 万円	税引前純利益	100 万円
		法人税等	31 万円
		当期純利益	69 万円

<After>

財産		損益	
現預金	100 万円	諸経費	▲100 万円
		税引前純利益	0 円
		法人税等	7 万円
		当期純損失	▲7 万円
現預金 (均等割納付後)	93 万円		

例：【利益圧縮手段を使わなかった場合】

財産		損益	
現預金	200 万円	税引前純利益	▲100 万円
		法人税等	31 万円
		当期純利益	69 万円
預貯金 (法人税等納付後)	169 万円		

利益圧縮手段を使った場合と使わなかった場合、どちらの決算書が対金融機関的に有利であるかは、言うまでもありません。

また、法人税等を正面から納めていただいた方が、現預金が手厚くなります。

税負担の軽減はもちろん大事ですが、そこだけに捉われると「対金融機関」という重要課題を見落としてしまう恐れがあります。

税理士事務所では【お客様の税負担の軽減】という点を踏まえつつも、「お客様の事業継続」という観点からは、出来るだけ「見栄えの良い決算書」を意識していくべきであると考えています。

その際に、あえて「利益圧縮手段」を控え、法人税等を正面から納めていただく事を提案する事もあります。

それは、不要なキャッシュ流出の防止や対金融機関を見据えた決算書作りを主眼としている点にご理解をいただけましたら幸いです。



新しい職員のご紹介

この度、3名の新たな職員を迎え、高田総合会計事務所が新体制となりました。

電話・窓口、またご訪問時に対応させていただくこともあるかとおもいますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。



しまだ
島田 さゆり（京都市出身）【4月入社】

アーティストの Mrs. GREEN APPLE を推しています。

前職も会計事務所勤務でした。この事務所の一員として、頼りになる人材になれるように頑張りたいと思います！

なかがわ たくや
中川 卓也（京都市出身）【5月入社】

趣味はランニングです。

会計事務所は未経験ではありますが、一日でも早く、業務を覚えてお客様に貢献できるよう尽力して参りたいと思います。

よろしくお願いいたします



そん せいりゅう
孫 倩穎（中国大連出身）【6月入社】

趣味は空手と読書です

事務所の皆さんと共に活躍できるよう、日々精進いたします。

前職も含め、日本で9年ほど働いていますので、安心して日本語で話しかけてください。

心機一転、新たなメンバーを迎えた新体制となりました高田総合会計事務所を、引き続きよろしくお願いいたします。



<アナウンス> 各種補助金情報

皆様にご活用いただける補助金について、現在募集中の情報、および来年の春頃に次年度の募集が始まる見込みの補助金の情報等をご紹介します。

ぜひ各補助金の募集要項等の詳細をご確認の上、活用をご検討ください。

○ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（第 20 次公募）

（ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金事務局（全国中小企業団体中央会））

【募集期間】令和 7 年 7 月 25 日（金）17：00 まで

【補助対象事業および補助上限額】

（A）製品・サービス高付加価値化枠

→革新的な新製品・新サービス開発の取り組みに必要な設備・システム投資等を支援。

補助率：中小企業 1/2、小規模企業・小規模事業者及び再生事業者 2/3

補助上限額：750 万円～2,500 万円（下限 100 万円、従業員数により上限額が変動）

（B）グローバル枠

→海外事業を実施し、国内生産性を高める取り組みに必要な設備・システム投資等を支援。

補助率：中小企業 1/2、小規模企業・小規模事業者 2/3

補助上限額：3,000 万円（下限 100 万円）

上記の補助金に係る特例措置として、（C）大幅な賃上げに係る補助上限額引上げの特例、

（D）最低賃金引上げに係る補助率引上げの 2 種類の特例あり。

***** 来年の募集に向けてぜひご検討ください。*****

○IT 導入補助金 2025（サービス等生産性向上 IT 導入支援事業）

（サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局（TOPPAN 株式会社））

【募集期間】複数回に分けて募集（5 月上旬～7 月中旬）

①通常枠

→自社の課題にあった IT ツールを導入し、労働生産性の向上をサポートする。

②インボイス枠（インボイス対応類型）

→インボイス制度に対応した会計・受発注・決済の機能を有するソフトウェア、PC・ハードウェア等を導入し、インボイス制度への対応をサポートする。

③インボイス枠（電子取引類型）

→インボイス制度に対応した受発注の機能を有するソフトウェアを導入し、労働生産性の向上およびインボイス制度への対応をサポートする。

④セキュリティ対策推進枠

→サイバー攻撃の潜在的なリスクに対応するため、サイバーインシデントに関する様々なリスク低減策をサポートする。

⑤複数社連携 IT 導入枠

→業務上つながりのあるサプライチェーンや、特定の商圈で事業を営む商業集積地に属する複数の中小企業・小規模事業者が連携して IT を導入し、生産性向上を図る取り組みをサポートする。



e-tax を騙った不審なメールにご注意ください！

国税庁（e-tax）を騙った不審なメールが届くという事例を確認しております。
e-tax から送付されるメールと、そうではない不審なメールとの見分け方のポイントは以下の通りです。

★件名にお客様氏名（法人様の場合は法人名）が明記されているか

（例）件名：税務署からのお知らせ（〇〇〇様）【還付金の処理状況に関するお知らせ】
⇒弊社関与先様について、メールにお名前が明記されるよう設定しております。

★発信者のメールアドレスが<info@e-tax.nta.go.jp>か

⇒発信者が e-tax(国税電子申告納税システム) と表示されていてもメールアドレスが <info@e-tax.nta.go.jp> ではないものは不審なメールです。ご注意ください。

e-tax からののお知らせ・メールについて、ご不明・ご不安な際は弊社までお問い合わせください。

【コラム】冬を乗り越えた胡蝶蘭

一昨年にお客様から頂戴しました胡蝶蘭が一冬乗り越え昨年の春に二度目の花をつけ、更に冬を乗り越え…、なんと今年4月に三度目の花を咲かせてくれました！

一番初めの花よりも少し小ぶりながらも、きれいに並んで花をつけてくれました。

この事務所通信がお客様のお手元に届くころには花の盛りが過ぎているかもしれませんが、また来年も花が咲くようお世話していきます。

ぜひ来年の花の便りをお待ちください。



クールビズ実施のお知らせ

弊社では **6月1日** から **10月31日** までの間、

クールビズを実施し、所内冷房設備の適正使用・職員の軽装に努めております。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

